

表紙の続き

## 特殊詐欺被害の防止 無料で自動通話録音機を貸し出します



**申請期間** 8月6日(火)～9月6日(金)(土・日曜日、祝日を除く)

※8月6日～8日(木)は市役所1A会議室で受け付けます。

**対象** 市内に住民票のある75歳以上のひとり暮らしの人  
(緊急通報装置が設置されていると取り付け不可)

**持参する物** 印鑑(スタンプ式は不可)

**申し込み** 申請期間内に直接または郵送で、長寿あんしん課  
(市役所1階)へ(申し込み多数の場合は抽選)

※郵送の場合は申請書を送付するため、同課へ連絡してください。

※家族の申請も可能です。

※申請者には9月中旬以降に通知を送付します。

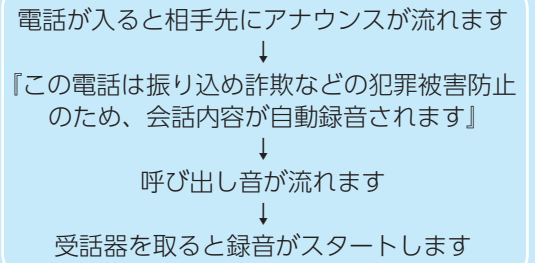


**行政センターでの申請**

**時間** 午前9時～正午

期 日	会 場
8月26日(月)	木崎行政センター 綿打行政センター
27日(火)	尾島行政センター 生品行政センター
28日(水)	休泊行政センター 世良田行政センター
29日(木)	宝泉行政センター 藪塚本町行政センター
9月 2日(月)	蕪川行政センター 沢野行政センター
4日(水)	鳥之郷行政センター 九合行政センター
5日(木)	毛里田行政センター 強戸行政センター

**自動通話録音機の  
動作イメージ**



長寿あんしん課 ☎0276-47-1856

## 消費者トラブル

平成30年度の相談件数は1859件(前年度より150件増)

相談が多かった内容

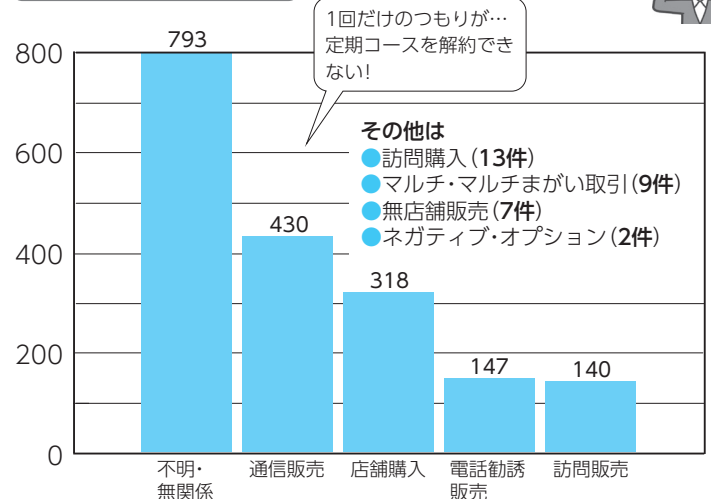
商品・役務	内 容	件数
商品一般	商品(サービス)が特定できないもの(架空請求など)	654
放送・コンテンツなど	アダルト情報サイト、出会い系サイトなど	234
インターネット通信サービス	インターネット接続回線、光ファイバーなど	86
融資サービス	フリーローン、サラ金、住宅ローン、ヤミ金など	80
役務その他	不用品回収、遺品整理、住宅災害調査など	64
レンタル・リース・貸借	賃貸アパート・マンション、土地貸借など	58
健康食品	酵素食品、ダイエットサプリメント、青汁など	40
工事・建築・加工	新築・屋根・外壁工事、リフォームなど	40
自動車	中古自動車、車のタイヤ・部品など	33
化粧品	美容液、脱毛剤、シャンプーなど	29
修理・補修	雨どい・自動車・テレビ受信設備修理など	26
相談その他	交通事故、相隣関係、相続、宗教の勧誘など	25
空調・冷暖房・給湯設備	太陽光発電、蓄電池、ヒートポンプ給湯器など	21
移動通信サービス	携帯電話サービス、モバイルデータ通信など	20
他の金融関連サービス	クレジットカード、信用情報など	19

- 増えてます! 架空請求や有料サイトの相談
- 60歳以上の相談が4割を超えています!

断れずに  
契約してしまった...



購入形態別の相談件数



### 急増! アポ電

家族構成や資産状況を聞き出す「アポ電」も増えています。着信番号通知や録音機能の活用などで誰からの電話かを確認し、心当たりのない電話はすぐに切ってください。

### 注意! 「暮らしのレスキューサービス」でのトラブル

#### ●蛇口の工事...

「見積もり・出張無料」のチラシを見て依頼。業者は見積もりのためと蛇口を取り外した。50万円かかると言われ、すぐに返事ができないと伝えと蛇口を外したまま帰り、後日工事を断ると、勝手に取り外した「蛇口取り外し料金」を請求された。

#### ●害虫駆除で...

ネズミ駆除を依頼したが、50万円と言われただけで見積書や契約書はなく、作業から数日でまたネズミが天井を走る音が聞こえた。完全に駆除できていないのに、高額代金を支払う必要があるのか?

#### ●解錠の依頼で...

家の鍵を紛失したため業者に依頼すると1万4000円程度と言われたが、その後「特殊な鍵なので5万円かかる」と言われ、断ったらキャンセル料を請求されてしまった。

### アドバイス

- 訪問やキャンセルで発生する料金もあるか確認する
- 見積もりは複数の業者から取り、内容や料金を十分に検討する
- 急なトラブルの発生に備え、安心して依頼できる業者の情報を集めておく
- 料金やサービス内容に納得できない場合はきっぱりと断る

### 消費生活センターの出前講座をご利用ください

悪質商法の被害から守るため、相談員が地域の団体や学校、企業などに出向き、身近な事例を紹介しながら対処法をお伝えします。

**時間** 1～2時間

**講師料** 無料

**受講人数** おおむね10人以上

**申し込み** 電話で、消費生活センターへ

### 消費者啓発活動も行っています

#### ●エフエム太郎76.7MHzで情報発信

**日時** 毎月第3・4月曜日、午後1時20分～(10分程度)

**内容** 消費生活に関するお役立ち情報

#### ●おた安全・安心メール

悪質商法の急増などで注意喚起が必要となるときに防犯情報として発信(要登録)

#### ●消費者月間キャンペーン

5月の「消費者月間」に併せてイベントを開催

#### ●大型店での店頭啓発

10月に警察署と合同で消費者啓発を実施

## お気軽にご相談ください!

消費生活センター(市役所2階) ☎0276-30-2220

**相談時間** 午前9時～午後4時

(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

緊急の相談は  
消費者ホットライン  
イヤヤ  
「188」へ!  
開所している相談窓口  
をご案内します。